

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

**事業所税 領収済通知書 (公)**

口座番号	加入者
00920 - 3 - 960183	吹田市会計管理者
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

税目コード	納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号								
39	002											
事業年度		申告区分										
年	月	日	年	月	日	01	11	21	22			
から		まで			申告・修正・決定・更正							
税額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年	月	日
取りまとめ金融機関名			
〒539-8794			
大阪貯金事務センター(集)			
吹田市指定金融機関又は			
吹田市収納代理金融機関			
上記のとおり収納しましたから通知します。(吹田市保管)			
領収日付印			

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

**事業所税 納付書 (公)**

口座番号	加入者
00920 - 3 - 960183	吹田市会計管理者
振替の請求に使用する欄	
払出口座番号	払出請求人欄
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

税目コード	納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号								
39	002											
事業年度		申告区分										
年	月	日	年	月	日	01	11	21	22			
から		まで			申告・修正・決定・更正							
税額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年	月	日
日計	口		
	円		
上記のとおり納付します。(受付局又は銀行保管)			
領収日付印			

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

**事業所税 領収証書 (公)**

口座番号	加入者
00920 - 3 - 960183	吹田市会計管理者
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

税目コード	納付書種類	課税年度	調定年度	通知書番号								
39	002											
事業年度		申告区分										
年	月	日	年	月	日	01	11	21	22			
から		まで			申告・修正・決定・更正							
税額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年	月	日
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎ この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領収印を押すことによって、その効力を生じます。ただし、小切手で納付された場合は、その交換計算が終わったあとでなければ、効力が生じません。			
◎ 領収証書は5年間保存して下さい。			
◎ この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。			
領収日付印			

1. 納付(入)場所

- (1) 吹田市指定金融機関(吹田市役所内)
- (2) 吹田市収納代理金融機関
  - ・右記金融機関の本店、支店又は出張所
  - ・近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県)
  - ・滋賀県・和歌山県)内のゆうちょ銀行・郵便局

2. 注意事項

- (1) この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市収納代理金融機関、吹田市会計管理者又は吹田市出納員の領収印を押すことによって、その効力を生じます。ただし、小切手で納付(入)された場合は、その交換計算が終わった後でなければその効力を生じません。
- (2) 納期限を経過してからお納めになるときは、納期限の翌日から延滞金を本税に加算して納付していただく必要があります。延滞金は年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による金額です。
  - ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合です。
  - イ 平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、以下の割合です。
    - (ア) 年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。
    - (イ) 年7.3パーセントの割合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)。
- (3) 督促状を発送すると、督促手数料がかかります。

吹田市収納代理金融機関(順序不同)

池田泉州銀行	りそな銀行
関西アーバン銀行	みずほ信託銀行
紀陽銀行	三井住友信託銀行
京都銀行	尼崎信用金庫
近畿大阪銀行	大阪信用金庫
滋賀銀行	大阪厚生信用金庫
大正銀行	北おおさか信用金庫
徳島銀行	京都信用金庫
みずほ銀行	のぞみ信用組合
三井住友銀行	北大阪農業協同組合
三菱東京UFJ銀行	近畿労働金庫
みなと銀行	(平成29年9月1日現在)

3. 納付(入)に関するお問い合わせは

吹田市役所

課税については…税制課

電話 06-6384-1244(直通)

納税については…納税課

電話 06-6384-1283(直通)